

資産の健全性の維持に努めてまいります。

資産内容と開示債権の状況

当社は、日本公認会計士協会の実務指針に基づき、金融検査マニュアルを参考に、自己査定基準、償却・引当基準を制定し、適切な自己査定と適正な償却・引当を実施しております。

● 金融再生法（金融機能再生緊急措置法）に基づく開示債権（平成18年3月期:部分直接償却後）

2行合算+分割子会社

引当・保全状況

自己査定における債務者区分	金融再生法に基づく開示債権(A)	分類				担保・保証(B)	引当金(C)	引当率(D)	保全率(E)
		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類				
破綻先 203	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	引当金・担保・保証等による保全部分		全額引当	全額償却・引当	498	117	100.00	100.00
実質破綻先 412		199	415	—	—				
破綻懸念先 2,534	危険債権 2,534	1,336	685	511	—	1,064	957	65.15	79.79
要留意先 8,143	要管理債権 849	要管理先 191	要管理先 1,018	要管理先以外 1	要管理債権 255 (要管理先) 485	要管理債権 195 (要管理先) 238	要管理債権 32.94 (要管理先) 32.84	要管理債権 53.14 (要管理先) 59.77	
	要管理先 1,210	要管理先以外 6,932	要管理先以外 4,067						要管理先以外 101
正常先 58,105	正常債権 65,400	58,105			4,311	101			
合計 69,399	合計 69,399	非分類 62,697	Ⅱ分類 6,187	Ⅲ分類 513					要管理債権以下合計 77.24
									要管理債権以下合計 84.28

(億円) (%)

(部分直接償却後)

(部分直接償却前)

※引当率(D)=引当金(C)÷{債権額(A)-担保・保証(B)}×100

※保全率(E)={引当金(C)+担保・保証(B)}÷債権額(A)×100

※部分直接償却とは、資産の自己査定により「回収不能または無価値」と判定した担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額または保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を貸倒償却として債権額から直接減額することをいいます。

非分類：回収の危険性または価値の毀損の可能性について問題のない債権

Ⅲ分類：最終の回収または価値について重大な懸念がある債権

Ⅱ分類：回収について通常の度合を超える危険を含むと認められる債権

Ⅳ分類：回収不可能または無価値と判定される債権

● リスク管理債権の状況

(単位：億円)

	破綻先債権	延滞債権	3か月以上延滞債権	貸出条件緩和債権	リスク管理債権総額
2行合算+分割子会社	276	2,797	0	848	3,922
北陸銀行単体+分割子会社	231	1,758	0	543	2,535
北海道銀行単体	44	1,038	—	304	1,386

金融再生法に基づく開示債権および銀行法に基づくリスク管理債権の相違

■ 金融再生法に基づく開示債権

【法令等の根拠】

金融再生法により、平成11年9月期決算以降開示が義務付けられています。

【開示対象】

貸出金および支払承諾見返、外国為替、未収利息、仮払金、貸付有価証券。但し、要管理債権は貸出金のみ。

【計上の方法】

債務者区分に従って、債務者全ての債権を計上します。

【破産更生債権及びこれらに準ずる債権】

破産、会社更生等の事由により経営破綻に陥っているお取引先に対する債権及びこれらに準ずる債権のことです。

【危険債権】

お取引先が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本及び利息の受取ができない可能性の高い債権のことです。

【要管理債権】

3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除く）のことです。

■ 銀行法に基づくリスク管理債権

【法令等の根拠】

銀行法により開示が義務付けられています。

【開示対象】

貸出金

【計上の方法】

同一債務者宛債権につき、個々の債権ごとに計上します。

【破綻先債権】

お取引先の倒産などにより、銀行が返済を受けることが困難となる可能性が高い貸出金のことです。

【延滞債権】

お取引先の業績不振などにより、利息の支払を6か月以上受けていないような貸出金のことです。

【3か月以上延滞債権】

元金または利息の支払が3か月以上滞っている貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

【貸出条件緩和債権】

お取引先の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他のお取引先に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

● 金融再生法（金融機能再生緊急措置法）に基づく開示債権（平成18年3月期:部分直接償却後）

北陸銀行単体+分割子会社

引当・保全状況

自己査定における債務者区分		金融再生法に基づく開示債権(A)	分類				担保・保証(B)	引当金(C)	引当率(D)	保全率(E)
			非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類				
破綻先 156		破産更生債権及びこれらに準ずる債権 449	引当金・担保・保証等による保全部分		全額引当	358	90	100.00	100.00	
実質破綻先 293			152	296	—					—
破綻懸念先 1,608		危険債権 1,608	819	394	393	636	577	59.43	75.50	
要注意先 5,297	要管理先 758	要管理債権 545	要管理先 139	要管理先 619	要管理先以外 2,610	要管理債権 157	要管理債権 129	要管理債権 33.44	要管理債権 52.66	
	要管理先以外 4,538	正常債権 40,512	要管理先以外 1,928	要管理先以外 2,610		(要管理先) 339	(要管理先) 140	(要管理先) 33.46	(要管理先) 63.22	
正常先 35,759			正常債権 40,512	要管理先以外 35,759		要管理先以外 3,094	要管理先以外 66	4.62	要管理債権 以下合計 74.95	
合計 43,114		合計 43,114		非分類 38,799	Ⅱ分類 3,920	Ⅲ分類 393			要管理債権 以下合計 83.97	

(部分直接償却後)

(部分直接償却前)

● 金融再生法（金融機能再生緊急措置法）に基づく開示債権（平成18年3月期:部分直接償却後）

北海道銀行単体

引当・保全状況

自己査定における債務者区分		金融再生法に基づく開示債権(A)	分類				担保・保証(B)	引当金(C)	引当率(D)	保全率(E)
			非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類				
破綻先 47		破産更生債権及びこれらに準ずる債権 166	引当金・担保・保証等による保全部分		全額引当	139	26	100.00	100.00	
実質破綻先 118			46	119	—					—
破綻懸念先 926		危険債権 926	516	291	118	427	380	76.29	87.24	
要注意先 2,846	要管理先 451	要管理債権 304	要管理先 52	要管理先 399	要管理先以外 1	要管理債権 98	要管理債権 65	要管理債権 32.00	要管理債権 54.00	
	要管理先以外 2,394	正常債権 24,888	要管理先以外 935	要管理先以外 1,457		(要管理先) 145	(要管理先) 97	(要管理先) 32.00	(要管理先) 53.98	
正常先 22,346			正常債権 24,888	要管理先以外 22,346		要管理先以外 1,216	要管理先以外 34	2.94	要管理債権 以下合計 81.51	
合計 26,285		合計 26,285		非分類 23,898	Ⅱ分類 2,266	Ⅲ分類 119			要管理債権 以下合計 85.01	

(部分直接償却後)

(部分直接償却前)

償却・引当の方針

金融再生法の開示区分	自己査定における債務者区分		償却・引当方針
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破綻先	法的、形式的な経営破綻の事実が発生している債務者	担保、保証で保全されていない債権額に対し100%を引当
	実質破綻先	深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にある債務者	
危険債権	破綻懸念先	経営難の状態にあり、経営改善計画の進捗が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きい債務者	担保、保証で保全されていない部分に対し、個別に予想損失額を見積り、引当
要管理債権	要管理先	3か月以上延滞債権または、貸出条件緩和債権のある債務者	貸倒実績率を基に、今後3年間の予想損失額を引当
正常債権	要注意先	貸出条件、履行状況に問題がある、業況が低調ないし不安定、または財務内容に問題がある債務者	貸倒実績率を基に、今後1年間の予想損失額を引当
	正常先	業況が良好でかつ財務内容にも特段の問題のない債務者	

※自己査定における要管理先は、金融再生法における要管理債権を有する債務者であり、償却・引当に当たっては、債務者単位で引当金を算出します。